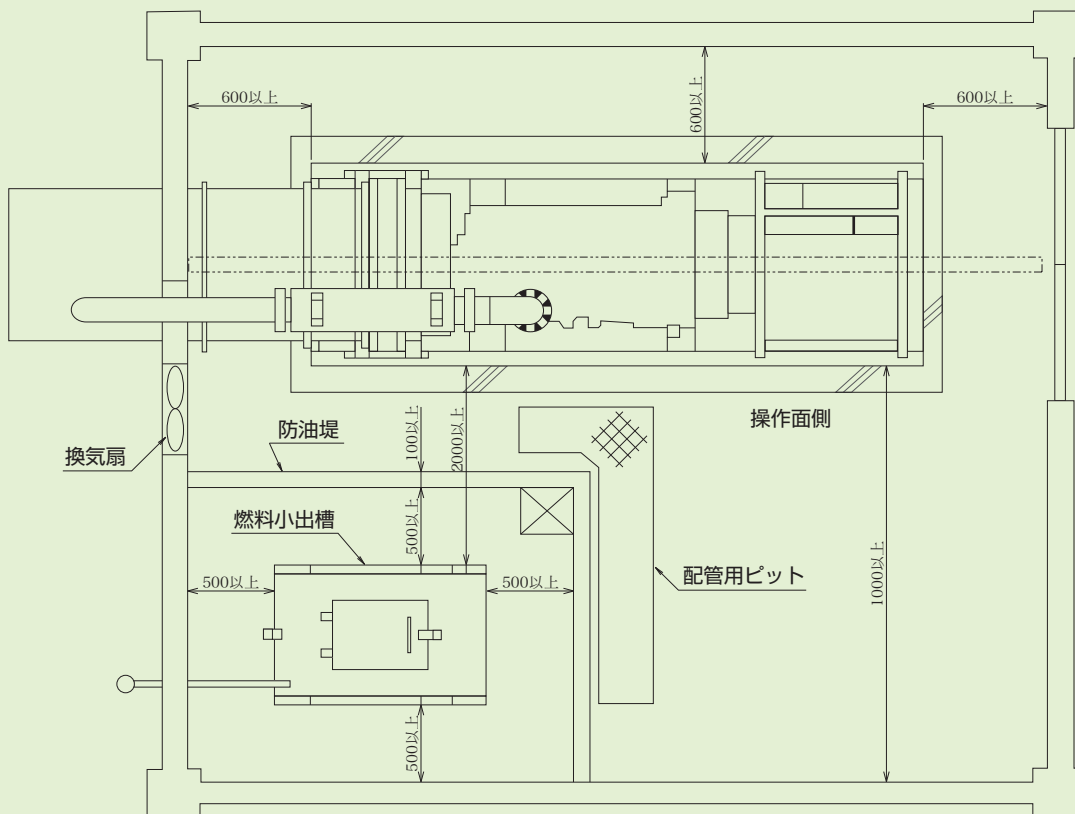


■保有距離

保有距離を確保しなければならない部分		保有距離
エンジン発電機	相互間	1.0m以上
	周囲	0.6m以上
	相対する操作面	1.2m以上
操作盤	操作面	1.0m以上
	点検面	0.6m以上(但し、点検に支障とならない部分は、この限りではない)
	換気を有する面	0.2m以上
	相対する操作面	1.2m以上
燃料タンク(少危該当)	原動機	2.0m以上(予熱方式の原動機) 0.6m以上(その他の方式の原動機) 但し、原動機との間に不燃材料で造った遮蔽物を設けた場合は、この限りでない。
	防油堤	0.5m以上
	点検面	0.6m以上
キュービクル式のもの	操作面	1.0m以上
	点検面	0.6m以上 (但し、キュービクル式以外の変電設備、蓄電池設備又は建築物と相対する場合にあっては、1.0m以上)
	相対する操作面	1.2m以上

※ 上記、保有距離の他 屋外設置の場合、延焼ライン(建物開口部～発電設備間3m以上)について、所轄消防署との事前打合せが必要です。



■法的規制

項 目	規 定	
搭載可能燃料油量	軽油	200L未満
	重油	400L未満
別置燃料槽油量 (少量危険物扱い)	軽油	1000L未満
	重油	2000L未満
別置形燃料タンク 防油堤容積	別置形燃料タンクの最大容量の110%以上	
別置形燃料タンク 通気管立ち上げ高さ	GLより 4m以上、RFLより 2m以上	